

第二回国会 厚生委员会 議 録 第十七号

昭和二十三年六月二十七日(日曜日)
午前十時五十一分開議

出席委員

- 委員長 山崎 岩男君
- 委員 有田 二郎君 中嶋 勝一君
- 田中 松月君 山崎 道子君
- 武田 キヨ君
- 大石 武君 近藤 鶴代君
- 福田 昌子君 松谷天光君
- 師岡 榮一君 小野 孝君
- 最上 英子君 野本 品吉君
- 松本 眞一君 磯原 亨君

出席政府委員

- 厚生政務次官 喜多権治郎君
- 厚生技官 三木 行治君
- 厚生技官 濱野規矩雄君

委員外の出席者

- 参議院議員 谷口彌三郎君
- 厚生技官 金井 進君
- 専門調査員 川井 章知君

六月二十六日

社会保険診療報酬支拂基金法案(内閣送付)(予附第二号)
の審査を本委員会に付託された。

本日の会議に付した事件
連合審査会開会に關する件
予防接種法案(内閣提出、参議院送付)(第一七四号)
興行場法案(内閣提出、参議院送付)(第一八〇号)
公衆浴場法案(内閣提出、参議院送付)(第一八一号)
旅館業法案(内閣提出、参議院送付)(第一八二号)

優生保護法案(参議院提出、参議院送付)(参法第一号)

○山崎委員長 たいまより會議を開きます。旅館業法案、公衆浴場法案及び興行場法案を一括議題に供します。政府側より提案理由の説明を求めます。喜多政務次官。

旅館業法案

第一條 この法律は、旅館業に對して、公衆衛生の見地から必要な取締を行い、もつてその經營を公共の福祉に適合させることを目的とする。

第二條 この法律で「旅館業」とは、都道府縣知事の許可を受けて、業としてホテル、旅館又は下宿を経営することをいう。

2 この法律で「ホテル」とは一日又は数日を単位とする宿泊料を受けて人を宿泊させる施設で、都道府縣知事の定めるホテルとしての基準に合うものをいう。

3 この法律で「旅館」とは、一日を単位とする宿泊料又は室料を受けて人を宿泊させる施設で、都道府縣知事の定める旅館としての基準に合うものをいう。

4 この法律で「下宿」とは、一週以上の期間を単位とする宿泊料又は室料を受けて人を宿泊させる施設で、都道府縣知事の定める下宿としての基準に合うものをいう。

第三條 人を宿泊させる營業を営むる者は、政令の定める手数料を納めて、都道府縣知事の許可を受けなければならない。

2 都道府縣知事は、前項の營業の施設の設置場所又はその構造設備が、公衆衛生上不適当であると認めるときは、同項の許可を與えないことができる。但し、この場合においては、都道府縣知事は、理由を附した書面をもつて、その旨を通知しなければならない。

第四條 旅館業を営む者(營業者)といふ。以下同じ。)は、營業の施設について、換氣、採光、照明、防濕及び清潔、その他宿泊者の衛生に必要な措置を講じなければならない。

2 前項の措置の基準については、都道府縣が條例で、これを定める。

第五條 營業者は、左の各号の一に該当する場合を除いては、宿泊を拒んではならない。

一 宿泊しようとする者が傳染性の疾病にかかつていると明らかに認められるとき。

二 宿泊しようとする者がとぼくその他の違法行為又は風紀を乱す行為をする虞があると認められるとき。

三 宿泊施設に余裕がないときその他都道府縣が條例で定める事由があるとき。

第六條 營業者は、宿泊者名簿を備え、これに宿泊者の氏名、住所、

職業その他の事項を記載し、当該官吏又は吏員の要求があつたときは、これを提出しなければならない。

2 宿泊者は、營業者から請求があつたときは、前項に規定する事項を告げなければならない。

第七條 都道府縣知事は、必要があるとき認めるときは、營業者その他の關係者から必要な報告を求め、又は当該吏員に、營業の施設に立ち入り、第四條第一項の規定による措置の実施の状況を検査させることができる。

3 当該吏員が、前項の規定により立入検査をする場合においては、その身分を示す証票を携帯し、且つ、關係人の請求があるときは、これを呈示しなければならない。

第八條 都道府縣知事は、營業者が、第四條第一項の規定に違反したときは、第三條第一項の許可を取り消し、又は期間を定めて營業の停止を命ずることができる。

第九條 都道府縣知事は、前條の処分をしようとするときは、当該營業者又はその代理人の出頭を求め、公開による聴聞を行わなければならない。

2 都道府縣知事は、前條の処分の原因と認められる違反行為並びに聴聞の期日及び場所を、期日の一週間前までに、当該營業者に通知しなければならない。

第十條 左の各号の一に該当する者は、これを六月以下の懲役又は五千円以下の罰金に処する。

一 第三條第一項の規定に違反した者

二 第八條の規定による命令に違反した者

第十一條 左の各号の一に該当する者は、これを千円以下の罰金に処する。

一 第五條又は第六條第一項の規定に違反した者

二 第七條第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は当該吏員の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第十二條 第六條第二項の規定に違反して同條第一項の事項を偽つて告げた者は、これを拘留又は科料に処する。

第十三條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に關して、第十條又は第十一條の規定に違反したときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対しても、各本條の罰金刑を科する。

附則

第十四條 この法律は、昭和二十三年七月十五日から、これを施行する。

第十五條 この法律施行の際、現に從前の命令の規定により營業の許可を受けて旅館業を営んでいる者は、それぞれ第三條第一項の規定による許可を受けたものとみなす。

第一類第七号 厚生委員会議録 第十七号 昭和二十三年六月二十七日

第十六條 昭和二十三年一月一日から、この法律施行の日までに、新たに旅館営業又は下宿営業を営み、この法律施行の際現にこれを営んでいる者は、この法律施行の日から二月間は、第三條第一項の規定にかかわらず、引き続きこれを営むことができる。

2 前項の規定に該当する者は、この法律施行後二月以内に、都道府県知事にその旨を届け出なければならぬ。

3 前項の届出をした者は、それぞ

れ第三條第一項の許可を受けたものとみなす。

公衆浴場法
公衆浴場法
第一條 この法律で「公衆浴場」とは、温湯、潮湯又は温泉その他を使用し、公衆を入浴させる施設をいう。

2 この法律で「浴場業」とは、都道府県知事の許可を受けて、業として公衆浴場を営むことをいう。

第二條 業として公衆浴場を営むし

ようとする者は、政令の定める手数料を納めて、都道府県知事の許可を受けなければならない。

2 都道府県知事は、公衆浴場の設置の場所又はその構造設備が公衆衛生上不適当であると認めるときは、前項の許可を與えないことができる。但し、この場合においては、都道府県知事は、理由を附した書面をもつて、その旨を通知しなければならない。

第三條 浴場業を営む者（営業者と

いう。以下同じ。）は、公衆浴場について、換氣、採光、照明、保温及び清潔その他入浴者の衛生及び風紀に必要な措置を講じなければならない。

2 前項の措置の基準については、都道府県が條例で、これを定める。

第四條 営業者は傳染性の疾病にかかつている者と認められ、又は他の入浴者の入浴に支障を與える虞のある精神病者と認められる者に對しては、その入浴を拒まなければならない。但し、省令の定めるところにより、療養のために利用される公衆浴場で、都道府県知事の許可を受けたものについては、この限りでない。

第五條 入浴者は公衆浴場において、浴室内を著しく不潔にし、その他公衆衛生に害を及ぼす虞のある行為をしてはならない。

2 営業者又は公衆浴場の管理者は、前項の行為をする者に対して、その行為を制止しなければならない。

第六條 都道府県知事は、必要があると認めるときは、営業者その他の関係者から必要な報告を求め、又は当該吏員に公衆浴場に立ち入り第三條第一項の規定による措置の実施の状況を検査させることができる。

2 当該吏員が、前項の規定により立入検査をする場合においては、その身分を示す証票を携帯し、且つ、関係人の請求があるときは、これを呈示しなければならない。

第七條 都道府県知事は、営業者が、

第三條第一項の規定に違反したときは、第二條第一項の許可を取り消し、又は期間を定めて営業の停止を命ずることができる。

2 都道府県知事が、前項の処分をしようとするときは、あらかじめ当該営業者に、その処分の原因と認められる違反行為を文書をもつて通知し、当該営業者又はその代理人が公開の聴聞において弁明し、且つ、有利な証拠を提出する機会を與えなければならない。

第八條 左の各号の一に該当する者は、これを六月以下の懲役又は五千円以下の罰金に処する。

一 第二條第一項の規定に違反した者
二 前項第一項の規定による命令に違反した者
第九條 第六條第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は当該吏員の立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、これを千円以下の罰金に処する。

第十條 左の各号の一に該当する者は、これを拘留又は科料に処する。

一 第四條又は第五條第二項の規定に違反した者
二 第四條の規定により営業者が拒んだにもかかわらず入浴した者又は第五條第一項の規定に違反した者
第十一條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に關して、第八條、第九條又は前

條第一号の違反行為をしたとき

は、行為者を罰する外、その法人又は人に対しても、各本條の罰金又は科料を科する。

附則
第十二條 この法律は、昭和二十三年七月十五日から、これを施行する。

第十三條 この法律施行の際、現に從前の命令の規定により営業の許可を受け、又は営業の届出をして、浴場業を営んでいる者は、第二條第一項の許可を受けたものとみなす。

第十四條 昭和二十三年一月一日から、この法律施行の日までに、新たに浴場業を営み、この法律施行の際現に浴場業を営んでいる者は、この法律施行の日から、二月間は、第二條第一項の規定にかかわらず、引き続き浴場業を営むことができる。

2 前項の規定に該当する者は、この法律施行後二月以内に、都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

3 前項の届出をした者は、第二條第一項の許可を受けたものとみなす。

興行場法
興行場法
第一條 この法律で「興行場」とは、映画、演劇、音楽、スポーツ、演藝又は観せ物を、公衆に見せ、又は聞かせる施設をいう。

2 この法律で「興行場営業」とは、都道府県知事の許可を受けて、業として興行場を営むことをいう。

第二條 業として興行場を営むし

ようとする者は、政令の定める手数料を納めて、都道府県知事の許可を受けなければならない。

2 都道府県知事は、興行場の設置の場所又はその構造設備が公衆衛生上不適当であると認めるときは、前項の許可を與えないことができる。但し、この場合においては、都道府県知事は、理由を附した書面をもつて、その旨を通知しなければならない。

第三條 興行場営業を営む者（営業者と

いう。以下同じ。）は、興行場について、換氣、照明、防濕及び清潔その他入場者の衛生に必要な措置を講じなければならない。

2 前項の措置の基準については、都道府県が條例でこれを定める。

第四條 入場者は、興行場において、場内を著しく不潔にし、その他公衆衛生に害を及ぼす虞のある行為をしてはならない。

2 営業者又は興行場の管理者は、前項の行為をする者に対して、その行為を制止しなければならない。

第五條 都道府県知事は、必要があると認めるときは、営業者その他の関係者から必要な報告を求め、又は当該吏員に、興行場に立ち入り第三條第一項の規定による措置の実施の状況を検査させることができる。

2 当該吏員が、前項の規定により立入検査をする場合においては、その身分を示す証票を携帯し、且つ、関係人の請求があるときは、これを呈示しなければならない。

第六條 都道府県知事は、営業者が、

第三條第一項の規定に違反したときは、第二條第一項の許可を取り消し、又は期間を定めて営業の停止を命ずることができる。

2 都道府県知事が、前項の処分をしようとするときは、あらかじめ当該営業者に、その処分の原因と認められる違反行為を文書をもつて通知し、当該営業者又はその代理人が公開の聴聞において弁明し、且つ、有利な証拠を提出する機会を與えなければならない。

第六條 都道府縣知事は、營業者が

第三條第一項の規定に違反したときは、第二條第一項の許可を取り消し、又は期間を定めて營業の停止を命ずることができる。

第七條 都道府縣知事が前條の処分をしようとするときは、当該營業者又はその代理人の出頭を求め、公開による聴聞を行わなければならない。

2 都道府縣知事は、前條の処分の原因と認められる違反行為並びに聴聞の期間及び場所を、期日の一週間前までに、当該營業者に通知しなければならない。

第八條 左の各号の一に該当する者は、これを六月以下の懲役又は五千円以下の罰金に処する。
一 第二條第一項の規定に違反した者
二 第六條の規定による命令に違反した者

第九條 第五條第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は当該官吏の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、これを千円以下の罰金に処する。

第十條 第四條第一項又は第二項の規定に違反した者は、これを拘留又は科料に処する。

第十一條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前三條の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対しても各本條の罰金又は科料を科する。

附則
第十二條 この法律は、昭和二十三年七月十五日から、これを施行する。

第十三條 この法律施行の際、現に従前の命令の規定により營業の許可を受け、又は營業の届出をして、興行場營業を営んでゐる者は、第二條第一項の規定による許可を受けたものとみなす。

第十四條 昭和二十三年一月一日から、この法律施行の日までに、新たに興行場營業を営み、この法律施行の際現に興行場營業を営んでゐる者は、この法律施行の日から二月間は、第二條第一項の規定にかかわらず、引き続き興行場營業を営むことができる。

2 前項の規定に該当する者は、この法律施行後二月以内に、都道府縣知事にその旨を届け出なければならない。

3 前項の届出をした者は、第二條第一項の許可を受けたものとみなす。

○喜多政府委員 たいま議題になりました旅館業法案、公衆浴場法案及び興行場法案の提案理由につきまして御説明を申し上げます。

從來、旅館、ホテル、下宿、アパート等の、いわゆる旅館業及び公衆浴場並びに映画館、劇場その他の興行場に対する取締りは、警察命令に基き、各都道府縣知事がこれを行つてまいつたのであります。それらの取締り指導の対象及び方法は、各都道府縣によつて一定してないために、取締りの徹底と指導の適正をはかることが困難

であつた実情であります。しかしながら、これら多數人の集合出入りする場所の衛生上の取締りは、公衆衛生の見地から輕視することができない問題でありますので、この際統一の基準を定めて、その徹底強化をはかるためこれらの法律案を提出した次第であります。何とぞ御審議の上速やかに可決あらんことをお願いする次第であります。

○山崎委員 これより審査にはいります。質疑を許します。榊原委員。

○榊原(亨)委員 公衆浴場法案についてお尋ねしたいのであります。第四條に「營業者は傳染性の疾病にかかつてゐる者と認められ」とありますが、その「認められ」といふのは、しるうとの判断によつて認めるのでありますか。その点を承りたいと思ひます。

○三木(行)政府委員 御意見の通り、公衆浴場の経営者がその主観において認め得る疾病、こゝろ次第であります。

○榊原(亨)委員 全國浴場連合会全國大会の宣言に、浴場の客の寄託物に対しては、保管監視の義務は課しても、重大な過失があつた場合の賠償責任を免除することを希望しておるのであります。その点はどんなふうにお考えになりますか。

○三木(行)政府委員 公衆浴場におきます客の寄託物につきましては、商法の規定によりまして規定せられておるのでございまして、この法律案は公法規定でございまして、さういふ場合においては商法上の問題として処理いたすべきものである、かように考え

○榊原(亨)委員 公衆浴場法案並びに興行場法案におきまして、客がいろいろ不潔なことをいたしましたりした場合に、營業者がこれを制止しなければならぬ。もし制止しない場合は処罰を受けるようになっておりますが、その制止というものは、具体的には、ただ口でもつて、そつういふことをしてはいかぬといふことを場内で放送いたしますとかいふ形式的なことによつていふのでございませうか。

○三木(行)政府委員 御高見の通りでございまして、公衆浴場の例をとつて申し上げてみますと、これらの公衆浴場の経営者が、浴場内にそれらの注意を喚起いたします一般的な掲示をするという場合、及び入浴者が浴槽内におきましてあかをするというやうな場合には、それを制止するといふやうなやり方を次第でございませう。

○榊原(亨)委員 よろしゅうございませう。

○山崎委員 田中委員。

○田中(松)委員 たいま説明を承つたばかりでございませうから、あるいは調子はずれの質問になるかも知れませんが、その点をお含みの上お伺いしたいのであります。この「設備ですが、設備はこの條文だけではよくわかりませんが、たとえば上り湯といふものは、東京式のカランといふものが、蛇口から湯が出るようになっておる。あるいは、多少浴槽の湯が濁つておりましたら、上り湯を使えば十分からだを清めることが出来ますが、はずれの町にま

いりますと、小さい容れ物の中に申訳ばかりの上り湯が用意してある。それ

ればよろしいのでございませうが、どうかすると、よつれた湯桶を直接その上り湯の中に突つこんで、それを使う。それでは上り湯としての値打はまつたなくなつてしまふ。そつういふ点について、たとえば東京式のカランを使わなければならないとかなことが、そつういふやうな面に対してはどうか、お含みになつておりましたら、それを一つお伺いいたします。

○三木(行)政府委員 たいま御指摘になりました上り湯等の措置でございませうが、この公衆浴場法案におきましては、おおむね大綱を定めまして、具体的な衛生的な措置につきましては、第三條に規定いたしましたごとく、都道府縣が條例でこれを定めるといふことになつておるのであります。

すなわちこれらの公衆浴場、旅館業、興行場等は、いずれも各地方々々の特色を有し、かつ経済事情等も異なつておりますので、各都道府縣の事情に即するやうな基準をきめていきたく

い、かように考へておるのでございませう。たいま御指摘になりましたやうな、たとえば上り湯がカランでない場合に、たつと洗桶を突つこむといふことが、指導の面においてさういふことのないやうに、かつ措置の基準といたしまして、必ず汲出し桶を備へるといふことを條例において指示することになる次第でございませう。

○田中(松)委員 榊原委員の御質問に重複するかと思ひますが、衣料や下足を預けるといふこともやはり條例でなされるのですか、この点どうなりませうか。

○三木(行)政府委員 寄託物に關しましては、商法の規定によつてやつてい

くのでありまして、私どもも実情とい
たしまして旅館あるいは浴場等におけ
る寄託物の関係で、業者が賠償の責に
任ずることが適当でない、かつまた寄
託せられる物によつては拒否し得るよ
うな規定を、これらの法律において規
定してほしいという声も聞くのであり
ますが、これは南法上の問題として考
究すべきものであると考えましたの
で、公法規定でありますのでこの法律
案には規定しない次第であります。

○田中(松)委員 たとはばこういふ点
はどうなりますか。最近人手不足を理
由として下足も預けない、衣類も預ら
ない、こういう点についてはどうにも
しようがないものでありますか。

○三木(行)政府委員 お示しになりま
した下足を預かり、あるいは着物を預
かるという点については、本法律案第
三條の公衆浴場における必要な措置と
いう條に基づいて、都道府縣が條例でこ
れを定めていくのでありまして、人手
の面、その他融通がつく都道府縣に
おいては、條例においてそれらの管理
人を必ず置かなければならぬという取
極めになると存するのであります。

○山崎(道)委員 第二條に政令の定め
る手数料を納めて都道府縣知事の許可
を受けなければならぬとなつており
ますが、現在も手数料をとつておるの
でございませうか。それから今後予
定せられておる手数料はどの程度であ
りますか。

○三木(行)政府委員 第二條の政令の
定むる手数料であります。現行都道
府縣の命令におきましては、手数料を
とつておりません。本條の規定の政令
の定むる手数料は、地方自治法に基

地方公共団体手数料令によりまして、
許可に関する手数料を納めしめる予定
でありまして、その金額はおおむね五
百円を予定いたしております。

○山崎(道)委員 第三條の「浴場業を
営む者は、公衆浴場について、換氣、
採光、照明、保温及び清潔その他入浴
者の衛生に必要な措置を講じなければ
ならない」という條文があります。こ
れはぜひ守らなければならぬことで
ありますが、実際においてこのごろの
浴場は非常に非衛生的なものがあ
ります。今度の性病予防法の参考資料を見
ても、浴場で性病に感染したという統
計が非常に多く出ておりますが、それ
についてどういふ取締りをおやりにな
るか。今後またどういふふうにな
ると完全にしていく予定をしておられ
るか、お伺いしたいと思つてます。

○三木(行)政府委員 御指摘になりま
した公衆浴場の衛生の面についての、
当局の具体的な取締りのやり方につ
いてであります。第三條に規定いたし
てあります。都道府縣知事の許可を受け
た公衆浴場の衛生の面についての、
都道府縣知事の許可を受けたもの
については、この限りでない」とい
う規定でございまして、本條の第二項に
ございまして、浴場といふものは
非常に感染の機会が多いのでございま
すから、それらに対しては浴場の経営
者が義務として傳染性の疾患をもつて
いる者は拒絶しなければならぬこと
になつてゐるわけでありまして、しか
しなからなくては療養を目的とした人々
がはいる温泉がないというようにな
るに相なるので、この但書におきま
して、特に療養者のためには別の浴場
があるとか、あるいは別に浴槽を設けし
める、そしてそこには療養者だけがは
いるようにして、健康者をごちゃご

着ますすつかりとられて、浴場から帰
ることができないというふうなことが
ありますので、ただいま田中委員に答
えられました点を、ぜひ嚴重に実行し
ていただかなければ困ると存じます
ので、その点お願ひしておきます。

第四條の「傳染性の疾病にかかつて
いる者と認められ、又は他の入浴者の
入浴に支障を與ふる虞のある精神病者
と認められる者に対しては、その入浴
を拒まなければならない。但し、省令
の定めるところにより、療養のために
利用される公衆浴場で、都道府縣知事
の許可を受けたものについては、この
限りでない」という條文でございま
すが、これは一般に明示しておられる療
養所でございまして、この際の健康者
の入浴等については危険についてはど
ういふお考えでございませうか。

○三木(行)政府委員 第四條の但書に
ございまして「省令の定めるところによ
り、療養のために利用される公衆浴場
で、都道府縣知事の許可を受けたもの
については、この限りでない」とい
う規定でございまして、本條の第二項に
ございまして、浴場といふものは
非常に感染の機会が多いのでございま
すから、それらに対しては浴場の経営
者が義務として傳染性の疾患をもつて
いる者は拒絶しなければならぬこと
になつてゐるわけでありまして、しか
しなからなくては療養を目的とした人々
がはいる温泉がないというようにな
るに相なるので、この但書におきま
して、特に療養者のためには別の浴場
があるとか、あるいは別に浴槽を設けし
める、そしてそこには療養者だけがは
いるようにして、健康者をごちゃご

にすることを避けなければならぬ、
こういう規定になつてゐる次第でござ
います。

○山崎(道)委員 よくわかりました。
それから第七條の二項でございまして、
許可の取消しその他をされた場合に文
書をもつて通知し、当該業者又はその
代理人が公開の聴聞において弁明し、
且つ、有利な証拠を提出する機会を與
えなければならぬ、という條文がござ
います。いかなる方法で、どういふ
場所で行われるのであるか、公
開の聴聞ということをお聞かせいただ
きたいと思つてます。

○三木(行)政府委員 第七條の第二項
の聴聞の規定の實際運営はどうするか
という御質疑でございまして、第六條
におきまして行政処分を受けるという
ような場合におきましては、これらの
処分を受けることは営業者にとりま
して非常に甚大なる影響をもたらすも
のでございまして、しかし従来はこう
いふ場合には、官廳の一方的裁量に委
ねられておつたのであります。これ
では公平ではないとも考えられます
し、また基本的人権を尊重するとい
ふ点において十分であるとは言えませ
ないので、この聴聞の規定を設けたわけ
であります。あらかじめ当該業者者
に、その処分の原因と認められる違反
行為を文書をもつて通知し、当該業
者またはその代理人が出頭して、そ
して公開の席上において自分に有利な証
拠を提出し、自分のために陳弁する機
会を與えられる、そしてこれを担当
いたします者は、陳弁いたします相手方は
知事の指定する官吏であつて、知事の
指定する官吏の前において、関係者及
び一般の傍聴人が集まりまして、これ

らの有利な証拠の提出あるいはやむを
得なかつたという理由の陳述を
聴きまして、しかる上に行政処分を
つていこう。かような次第でござい
ます。

○山崎(道)委員 第八條の「第二條
第一項の規定に違反した者」、それから
「前條第一項の規定による命令に違反
した者は、これを六月以下の懲役又は
五千円以下の罰金に処する。」とあり
ますが、この場合の営業権はどうな
りますか。

○三木(行)政府委員 「第二條第一項
の規定に違反した者」と申しますの
は、許可がなくて無許可で営業したも
のですから、営業権という問題もお
すからないということになるわけであ
ります。

○山崎(道)委員 それでは六月以下の
懲役又は五千円以下の罰金に処する
と同時に、これをやりました場合にはも
う許可はいただけないことになるわけ
ですが、しかし同條第二項の「前條第
一項の規定によつては、第二條第一項
の規定に違反した者」は許可がないの
にやつた場合
ですが、「前條第一項の規定による命
令に違反した者」と申しますのはど
うですか。

○三木(行)政府委員 ただいま御指摘
の場合は、営業停止のときにやつた者
でございまして、これは営業権があ
る場合でございまして、
○山崎(道)委員 大体それで了承いた
しました。この浴場組合からの陳情書
の中に、今回のこの條文の中には距離
の規定がないというふうなことで、こ
の点について種々運営上不便な点が指
摘陳情されておるのでございまして、

○三木(行)政府委員 第二條の政令の
定むる手数料であります。現行都道
府縣の命令におきましては、手数料を
とつておりません。本條の規定の政令
の定むる手数料は、地方自治法に基

着ますすつかりとられて、浴場から帰
ることができないというふうなことが
ありますので、ただいま田中委員に答
えられました点を、ぜひ嚴重に実行し
ていただかなければ困ると存じます
ので、その点お願ひしておきます。

私には一應もつともなように聞えるのでありますが、これに對しまして当局ではどのようにお考えでございませうか。距離の規定がないと、非常にまたいり／＼な問題が起るのではなからうかとも考えられますが、これに對してのお考えをお伺いしたいのでございませう。

○三木(行)政府委員 御指摘になりましては距離制限の問題でございませうが、これは浴場を經營いたします者にとりましては、非常に大きい問題であると思ひます。しかしながらこれらの浴場を經營いたしますにあたりましては、独占的なき方はなるべくこれを避けなければならぬのであつて、自由競争を本旨とする建前に相なつておるのであります。この点と實際にたゞいま御指摘になりました浴場經營の面との調整は、非常にむづかしい問題であると思はれるのであります。当局といたしましては第二條第三項によりまして、公衆浴場設置の場所は、公衆衛生上不適当であると認めるときは前項の許可を與へないことができるという規定がございませうので、一箇所に偏在いたしまして浴場があり、それにさらに浴場をつくらうといふ場合には、他の公衆衛生上必要な適当なところに建ててもらいたいというやうな点を強く話合ひまして、なるべく距離制限を實行していききたいと思はれるのであります。

○山崎(道)委員 同じくこの陳情書の中に、料金定額制の点について、これをきめます場合には、せい／＼利用者と同関係官廳と浴場代表者と同一の立場にある委員会の決定に從うのであるから、この点は業者に一定額を強いてい

いというやうな條文がございませうが、これに對しましてはどういうやうに考へておいでになりますか。

○三木(行)政府委員 料金の問題につきましては、これは物價廳の所管でございませうが、料金が適当でないために、入浴の機会が少くなるということでは公衆衛生上問題でございませうので、われ／＼といたしましては常時これに重大なる関心を拂ひ、また物價廳とも事実上種々連絡協議をいたしておる次第でございませうが、今後それらの問題につきましては、十分關係当局とも緊密な連絡をもつて、適正な料金が定められますやうに努力をいたす所存でございませう。

○山崎委員 有田委員。○有田委員 旅館も興行場も浴場も大体同じであります。許可の問題で、特に旅館についてお尋ねしたのであります。

今までは旅館は警察が所管しておりましたときに、各警察署の保安係が旅館の監督をしておつたと思つたのであります。それで各地でいろいろ問題があつて、警察の保安係の警部補とか、主任の巡查部長とかいふ者に相當役得があつたのであります。それが今度は警察の手から厚生省の方の衛生部の所管になりましたが、その後もいろいろ問題がある。ちやうど種原委員が理髪業の問題について心配をされて、理髪業の法律についていろいろ御議論になつたと同じやうに、旅館についてもいろいろ地方的には問題が起ります。特に旅館の許可という面につきましては、都道府縣知事が許可するといふやうな簡単なやり方をいたしますと、名前は都道府縣知事でありませうが、實際にやる

のは衛生部の課の下の係のまだその下の属僚の二十二、三歳の若い何もわからぬやうな人がやるので、そこにいるいろいろの間違いが起つてくるのであります。そこでどういふものかの許可につきましては、委員会を設けて、少くともその地方の相當の名士を委員に迎へて、その委員会に諮つて、そうして都道府縣知事がこれを許可するといふやうにすることが、私は最も民主的なやり方ではないか、またそれよりいふたやう方が官僚的善にならぬといふ方ではないかと考へるのであります。この点に對する政府の御所信を承りたいと思ひます。

○三木(行)政府委員 たゞいま御指摘になりました許可等に關連いたしまして最も至公平なる取扱いをなすやうに、政府の所信はどうかという御質疑であります。まことに私も同感いたしました。この法律案におきましても、不許可にするといふものにつきましては、第三條の規定によりまして理由を附した書面をもつて、その旨を通知しなければならぬといふやうに、その不許可の根拠を明らかにすることにしまして、從來のごとく役所の一方的な自由裁量ではないのでありますので、それらの裁量につきましても十分に明らかにその根拠を示すといふ措置を講じておられます。また御指摘になりました委員会につきましても、多数の府縣におきましては、すでに委員会をもつておるのであります。この法律を施行いたしますにあたりましては、せひとも

さやうな委員会においてガラス張りの中で、論議してきめるということにやらしめるやうに嚴重通牒をいたす所存

であります。

○有田委員 しからばこの法案の中に、どういふ委員会の條項をわれ／＼が修正をして入れるという場合にございましては、政府として御異存ないものと認めていいのでありますか。

○三木(行)政府委員 たゞいまの御発言に相なりました委員会の制度をこの中に入れるという問題でございませうが、これは旅館組合といふやうな組合もすでにございませうし、また法律にはよりませんけれども、委員会というものはすでに大部分の縣でやつており、また今後通牒によりまして、注意をしていこうと思はれておるので、御趣旨に對しましては、結構ではあると思ひますが、たゞいま法律に記載いたさなくても、運用の面におきまして十分御期待に副い得るやうに、やり得る自信がある次第でございませう。さやう御了承をいたしたいと思ひます。

○有田委員 この問題につきましては、いづれ各派とも相談をして決定をいたしたいと思つたのであります。法律に書かなくとも、通達の方法によつて拜聴いたしておきませうが、とにかくはり警察の公安委員のやうな制度を設けるといふこともどうかと考へられるわけでありませう。この点はいづれ相談をいたしたいと思つておられます。それから第三條第二項の中の、大体この法律外のこととは都道府縣において條例を設けてこれを定めるのでありますか。

○三木(行)政府委員 この法律を施行いたしますのに必要な命令は省令でもつて、これを規定いたしました。この第三條第二項にございませう措置の基

準につきましては都道府縣の條例に譲るといふ措置を講じてあるわけでありませう。しかしながらこれらの委任を受けなくとも、都道府縣の現地の事情に即する條例をつくるということは当然できることではありますから、そのやうな方法でやつていききたいと思はれておる次第であります。

○有田委員 省令をもつておやりになるのですか。

○三木(行)政府委員 一應この法律を施行いたしますには、施行省令というものが必要でございませうので、省令をもつてやる次第でございませう。しかしながら地方に重大なる影響のある問題、殊にそれらが地方的な問題であるといふやうなものにつきましては、條例をもつてやつていく方針でございませう。

○有田委員 第六條の中に、營業の施設に立ち入りといふ言葉があります。が、立ち入りといふのは臨検と同じやうな何か封鎖的な感じがいたします。新憲法の趣旨に反するやうな感じがするのであります。營業の施設を調査し、第三條第一項の規定による措置の實施の状況を検査させることができる。というやうに、立ち入りを營業の施設を調査しと改めてはどうかと思ひますが、政府の御所信を伺ひたい。

○三木(行)政府委員 第六條の營業の施設に立ち入りといふ字句を施設を調査しといふやうに修正したらどうかという御意見であります。これは從來の規定におきまして臨検といふ言葉を使つておりましたのがあまり適切でないといふので、現在におきましてはいゆる職權に關する規定におきましては立ち入りといふ用語を使つておるの

でありまして、私もその用語例に従つた次第でございます。ただいま有田委員の御指摘になりました調査という場合におきましては、その施設の中にはいつて見てももうとうとう意味よりも、もつと廣範圍な異つた意味を示すように考えられるのでございまして、十分調査するというのが、非常に入念な調査を意味するという場合におきましては、かえつて立ち入りというよりももつと強い表現になるのではないかとこのことを心配いたす次第であります。

○有田委員 この立ち入りの問題は、前国会におきまして災害救助法のとくに当委員会において非常な問題になつたのであります。そして立ち入りということについて、結局附帯決議をつけて無事に収まつたのであります。災害救助法において立ち入りは問題になつたのであります。また他の委員会においても立ち入りは新憲法の精神に反するといふ建前から問題になつたのであります。従いまして立ち入りという言葉を使はなくては、臨検立ち入りとかいふ旧憲法を連想させる言葉を使わないで、もつとよい方法はな

いか、かように考えるのであります。営業の施設を調査しても十分目的を達する。あるいは調査よりよい言葉があればお考え願ひたいと思ひます。立ち入りという言葉は営業者に対して非常な不安の感じを興えんと考へるのであります。同時に新憲法の精神にも違反するのであります。また当委員会だけでなく、他の委員会においても立ち入りの言葉については問題になつております。われわれ民自由党の役員会においても、立ち入りという言葉について

ては非常に嚴重に言われている條項であります。こゝに強い言葉でない、また地方の役人が職権を濫用しない、あるいは封建的な考へをしない、意味合いになるような言葉に改めていただきたい、かように考へるのであります。次の委員会までにお考え願ひたいと思ひます。

さらに浴場と浴場の距離の問題についてであります。これについて当局はどういう考へをもつておられますか。これについては人口の稠密なところ、あるいは細民街、さらにはまた人口のそ

う稠密でないところ、こゝに三つくらいに分けて御説明願ひたい。

○三木(行)政府委員 距離制限の問題につきましては、浴場の経営者の側から、また公衆衛生の立場からいたしましても重要な問題でありまして、先ほど山崎委員の御質疑に御答へいたした次第であります。要しますに地方の都道府県知事は公衆浴場の設置場所、またその構造が不適当と認めるときは、前項の許可を興へないことができるといふ第二條第二項の規定があるのであります。この設置の場所と規定があるのであります。これによつて公衆衛生上適正配置が当然必要になつてくるのではないかと、従いまして密集した所へさらに公衆浴場ができるというのとよりも、人口に対して非常に少ない所へ設置いたすことが、公衆衛生上非常に必要であると認められる次第であります。さういふ場合においては都道府県知事が公衆衛生上適當なる地域に設置してもらいたいという指示をしていただきたたい、かように考へておるのであります。人口の稀薄な場合あるいは非常に密な場合、それ

の特色に従ひまして都道府県知事にきめていただきたたい、かように考へておる次第であります。

○有田委員 都道府県知事が特例を出すということについては異存がないのであります。大体のところ人口に対していくらという基本的なものは、政府として考へがあるだらうと思ひますが、さういふものに対しては何ら考へていないのであります。

○三木(行)政府委員 今日大都市においては、人口七千につきまして一箇所という状態でありまして、われわれといたしましては少くとも三千について一箇所くらいあつてもいいのじやないか、かように考へております。

○有田委員 さらに御願ひいたしたいことはこれらの法案に対する省令の問題であります。できないことを省令でおきめになつては困るのであります。一例をあげますと電車の定員というのがあります。私の選出区である大阪の京阪電車の沿線である宮古島の警察でありましたか、どこかの警察であつたか、その外勤長が自分の部下をつたてたところを思ふようにいかなかつたといふところが、慎重なもので、途中で電車をとめて、定員を調べて定員以上乗つておる者を全部おろした。それ以来京阪電車も恐れをなしてその警察から言つてきたことを全部聴いて、それ以来は問題は起らなかつたといふような例がある。それからまた省令に

おいていろいろ問題があります。結局旅館の許可にいたしましたも、省令であまり過酷なことをきめておくと、結局係りが役得をやるといふことになつたので、今までの旅館の許可権が各

警察にあつた当時においては、警察の旅館の係りというものは役得があつてよかつたといふことは、各地の警察に例があるのであります。どうぞ省令をおつくりになるときによく考へになつて、敗戦後日本に新憲法が布かれて民主的になつたとは言ひましても、まだ封建的でありまして、さういふ省令があると省令によつていろいろ問題が起る、さういふことも考へ併せて、省令をおつくりになるときに十分考へになつていただきたたいと思ひます。政府の御所信を承りたくと思ひます。

○三木(行)政府委員 まつたく同感であります。守らないような省令をつくるということとは適當ではございませんので、その点につきましては十分注意をいたしたいと存するのであります。なおわれわれもいたしましては、公衆浴場等につきましても、それらの資材等の入手、配給という面につきましても十分に留意いたしまして、なるべく公衆衛生上の要求を満しますように、その面においても努力をいたしてまいり所存でございます。併せて附け加えておく次第であります。

○山崎委員 他に御質疑の方はございませんか。それではただいま議題となつております三法案につきまして、治安及び地方制度委員会より連合審査会開催を要求されておりますので、本委員会におきましても連合審査会を開くことにいたしたいと存じます。御異議ございませんか。

○山崎委員 御異議がなければさよう決定いたします。なお日時及び場所については委員長に御一任願ひます。

この点について御異議ございませんか。

○山崎委員 さよう決定いたしました。

次に予防接種法案を議題に供します。審査に入ります。榎原委員。

○榎原委員 予防接種法案についてお尋ねいたしたいと思ひるのであります。この種の法案は日本以外に外國にございませうか。

○濱野政府委員 お答へ申します。この法案以外に私も調べてみました。が、あまり見あたりませんでした。

○榎原委員 國家の現状としてはこれはもつともだと思われまふけれども、諸外國にいたらない法案でございまして、法律をもつて強制しなければならぬほど、わが國の衛生が劣つておるからさういふ法案をお出しになつたのでございませうか。それとも諸外國よりもさらに進んだ意味において衛生を徹底するといふ意味においてお出しになつたのでございませうか。その点を承りたくと思ひます。

○濱野政府委員 提案理由にもございまして、日本の傳染病は終戦後きわめてひどいものであります。しかも進駐軍の援助その他によりまして急速に減りまして、昨年の水害におきましては、みながびつくりするくらい傳染病も出なかつたのです。この大半の効果は予防接種に負うところをきわめて大きいことと、日本國民の優秀性を云々される大きな問題が、外國においても言われております。なお結核の免疫はわが國において先立いたしました。非常な効果をおげてまいりました。そん

なようないろ／＼な関係で、各國に範
を垂れる意味におきましてこの法案を
設けまして、私たち一層この種の病氣
を急速に減らしていきたい、こういう
趣旨におきまして提案いたしました次第で
あります。

○神原(亨)委員 この法案が実施せら
れまして、わが國の保健衛生といふも
のが非常に進歩発達いたしました、か
かる法律をもつて律せなくても、國民
が自発的にこれらの予防注射を受け
て、衛生の面に自発的な生活を送ると
いう時代になりましたならば、この法
は廃止されるという見込みでございま
すか。

○濱野政府委員 そういふ時代が一日
も早くまいりますことを、私たちは念
願いたしておるものでございます。

○神原(亨)委員 第十四條の結核の予
防接種でございまして、生後六箇月
以内にやりますと、三十歳以後におい
てやらなくてもよいことになつておる
のでございまして、三十歳以後にやら
ないという理由をお知らせ願いたい。

○濱野政府委員 この結核は御承知の
通り、この年齢階層に多いのでありま
す。これをやりますにはまずツベルク
リン反應をいたしまして、陽性なりや
否やはつきりきめて、陰性のものに
注射してまいります。大体三十歳くら
いまでのところが日本では感染いたしま
すが、三十過ぎて感染する人も多少あ
ります、これは今神原委員からお話が
ございましたが、自発的に自分で守つ
ていただきたい。その間に教育もでき
ます、一種の特殊性の体質をもつて
おりますので、十分自発的予防してい
ただきたい。こちら法律はございま
せんが、勧誘してその人の生命を守り

たい、こういう所信でございまして。
○神原(亨)委員 B・C・Gの予防注
射を行つておるうちには、なるほど結
核の予防におきまして偉大なる効果が
あるのでございしますが、そういう注
射を続けられておまして、途中中絶いた
しました場合に、その後結核感染の機
会がございまして、急に重症の結核を
起すといふことが、學者の中にも言わ
れておるのでございしますが、この関係
を御存じでこの法案をおつくりになり
ましたか。

○濱野政府委員 たいまお示しの、
B・C・Gをしまして、それから陽轉
しないうちに中止しまして、その後
かかつたときに非常に悪化するといふ
話をよく人から聞きます。この点につ
きましては、御承知のように長興先生
を委員長として、昭和十三年以來
極力いろ／＼研究いたしました。また
昭和十八年以來、結核予防会が中心に
なりまして、あらゆる角度から研究いた
してまいりました、私たちのたいたいま
まで調べました範囲内におきましては、
その心配はないと考えております。ま
して今度この法律を出してまいりま
すので、一層その点につきましては慎重
にいたしまして、ツベルクリン皮内反
應の出方をよく調べてまいりま
す。ツベルクリンのリツカーが非常に
ありまして、政府は予防衛生研究所を
中心として、このリツカーの検定ま
いたしまして、そうしてそういうこと
の間違いの起らないように極力努力し
たい、こういう意味でB・C・Gだけ
は一年延期をいたしまして、その間に
十分そういう問題の起らないように、
大体ツベルクリンのリツカーがきちま
ちであるためにそういう間違いが起き

たやにも存せられますので、こういう
点には特に検定をいたしまして、再びそ
ういふ問題があるような心配のないよ
うに、十分努力していきたいと思つて
おります。

○神原(亨)委員 私の質問の要点をあ
るいは間違つてお聞きだすつたのだ
と思つておりますが、陽轉いかんじ
にかかわらず、今まで予防接種をしてお
りました間はいいのでありますが、そ
れをやめた後に結核感染の機会が起
るという事案についてお尋ねいたした
のでございまして。

○濱野政府委員 B・C・Gをやつた
ために重症の結核になるかという御趣
旨でございまして。

○神原(亨)委員 B・C・Gをやつと
やつていまして、やつておるうちにな
るほどいいのでありますが、ところが
B・C・Gをやめて一年なり二年な
り三年なり経ちましたときに、そこで
結核にうつりますと、今度は反対に非常
に重症な状態になつてくるという事案
があると言われておるのであります。

これは主として東北帝大の大里教授の
御意見を直接私承つたのでございませ
んが、そういうことがもしございませ
んと、ここで三十歳に至るまでと法律で
きめておいて、それから後は任意とい
うことになりまして、中にはやめる者
ができるのであります。そうすると、三
十歳まではなるほど結核に罹りません
けれども、三十歳でやめて注射をしな
いと、急に今度は重症の結核が起つて
くるような疑いがあるのではないかと
いうようなことを私疑問にしておりま
すので、お聞きしたわけでありませ
ん。

○濱野政府委員 私も大里教授からそ
ういふお話しを聴きまして、またいろ
いろB・C・G研究の方々にも御意見
を聴いておりましたが、これをすつとつ
つこんでいろ／＼研究をしておられま
すたかさんの方々はそれを否定してお
られますので、私たちがその点をとり
たいと思つております。

○神原(亨)委員 その否定されたとい
う具体的な研究、あるいは研究報告が
ございませぬか。

○濱野政府委員 これは委員会の中
でいろ／＼と話がありまして、公表はさ
れておりませんが、問題に取上げてお
らぬといふことで御承知お願いた
したいと思います。

○神原(亨)委員 第十九條の記録のこ
とでございまして、具体的にどうい
うに記録をおとりになるおつもりで
ありますか。たとえて申し上げませ
んと、今まで種痘だけでございませ
ん、今まで種痘だけでございませ
ん、戸籍のところにそういうしるしをつけ
るといふことで済んだのでございま
す。ところが、かくのごとくたくさん
予防注射になりまして、記録をつくる
ことになりまして、非常に膨大なこと
になると思つておられますが、何か戸籍
につけるとか、具体的な方法をどう
いうふうにお考えになつておられますか。

○濱野政府委員 御指摘の通り、相当
いろ／＼の注射を受けますので、煩鎖
になると思つておられます。同時に、大
規模接種してから一週間くらいに記録を
つけるのでありますから、そういう台帳
をあと役場へしまつておく、そういう
ものをきめてまいるのであります。ま
本人には予防接種通帳をもたせたい
のじやないか。それも強い新し
つくる必要もないし、また母子手帳あ
たり一部流用できればいいのじやない
かと考えておられますが、ただいまし

ては、私たちが、小さいカードをつ
つて、それにつけさせていつたら一番
いいのじやないかというように考
へておられます。

○神原(亨)委員 そういたしますと、
この記録は戸籍とは別に關係をもた
ないことになりまして、そこに住んで
おります住民の人が、はたして全部し
たかどうかといふようなことはわから
なくなるおそれがあるのじやないかと
思つておられますが、その連関はどん
なふうにおつけになるうとするのであ
りますか。

○濱野政府委員 これは、注射をし
す前に一應住民側の名前を取上げま
して、そこで台帳をつくりまして、注
射してどんでん／＼記入してまいること
にいたします。従つて、そこで注射を受け
た人は、証明をもつておつて、その人
がほかへ行つたときには、すでに済ん
でおる、こういうことを示すことがで
きると思つておられます。大体その形
で進んでいきたいと思つておられます。

○神原(亨)委員 そうすると、寄留の
届か何かあるものについてお調べに
なつて、そうして大体どこにはだれ
がおる、かれがおるといふことをき
めて、そうしてほかからやつてきたもの
はその通帳を示した者だけにはやら
ない。そういうことでおやりになるつ
りでございませぬか。

○濱野政府委員 大体そういうこと
で、なるだけ煩鎖にならないようにや
つていきたいと思つておられます。

見ますと、相当混雑を来しておるの
あります。たとえて申しますと、皮膚
を消毒いたしますために、消毒の薬を
塗りましても、まだ乾かないうちにま
たやるといふようなおとがめを受けた
こともあるのではありませんが、相当混雑
するのであります。結核の予防注射
を行うという事になりますと、ツペ
ルクリンの反應を一度見て、そうして
またその結果によつてやるといふこと
になり、それを毎年々々やるといふこ
とになるのではありませんが、これは非常
なことになると思ふのであります。ま
それを具体的に実施する保健婦とか、
あるいはその地方に住んでおられます医
師とか、あるいは保健所のお医者さん
だけではななく、うまくいかないので
はないかという事を實際の面から考
えるのでございますが、その点に関し
て何かうまいお考えをおもちでござい
ますし、承りたいと思ひます。

○濱野政府委員 いま御指摘の通り、
ながくこれはいざ実施のときになり
まして問題になると思ひますが、あま
りたくさんの人を少数の人で注射する
ことは間違ひの起る点が往々あります。
これはある一定の技術をもちまして、そ
れからある一定の時間に、同時にそれ
だけのことが出来るように、あらかじめ
め十分市町村で考えでもらひまして、
間違ひの起らぬようにいたしてもら
う。これに對しましては、特にB・
C・Gの注射はなか／＼技術も要しま
すので、一層保健所を中心としたま
して、よく御傳授申し上げまして、遺
漏のないようにしていきたいと思ひま
す。

○榎原(幸)委員 B・C・Gを受けら
れる方の人数と、これに従事し得る人
の人数と、そういう数字的な御計算で
もあるのでございますか。

○濱野政府委員 今年の契約だけが、
十歳から二十五歳までで約一千万名近
くになります。それから昨年あたりも
そのぐらいな数字はしておりました。ま
たチフスの他の予防注射をいたしま
した者も数千万に達しておりました。
割合に私たちが今日までその間違ひなく
いつておりましたので、少しく注意をこ
の一箇年の間にいたしますれば、より
以上いい成績をあげられるんじゃない
かと考えておりました。

○榎原(幸)委員 私はこの予防注射に
ついては全面的に賛成であります。ま
實際の面にあつて、これをやるの件
非常に困難ではないかという事を非
常に憂えておるものでございまして、
先ほどもお話があつたのであります。
が、できないことを法律で書いて、あ
とから物議を醸すという事は非常に
困ると思つておりましたので、何かこ
れについての具体的な策を十分お立て
くださいまして、末端の實際にこの面
に觸れておられます者たちが煩雜なこ
とが起らないようにひとつお願いいたし
たいと存する次第であります。

○濱野政府委員 まつたく仰せの通り
でございます。これに對しましては、
私たち医者であり、同時にこうい
う仕事をしておられます者としてしま
して、お話の通り責任がきつて重大だ
と考へますが、同時に日本医師会その
他の医療関係者の方々に御援助を願
わなければならぬのであります。こ
の点もすでに法案を出す前に、日本
医師会その他に對して御援助の事を
お願いしてまいりました。開業してお
られるお医者さん連中と十分連絡をと

りまして、御期待に副うように努力い
たしたいと存じます。

○榎原(幸)委員 第二十七條に、「但
し、第十三條、第十四條、第二十九條
及び第三十條の規定施行の期日は、政
令でこれを定める」とありますが、大
体お見込は、どんなふうにおきめにな
るおつもりでありますか。

○濱野政府委員 お答え申し上げます。
す。ただいま申し上げました普通の注
射は、この七月一日から実施したいと
思つておりましたが、百日せきのワクチ
ンはきつめて重大なものである。それ
から結核のB・C・Gは、先ほど申し
ましたようによく検定をいたす。そり
いうものを整備いたします関係上、約
一箇年間延ばして、六月三十日、ど
うかこの日までに十分準備して間違ひの
起らぬように努力していきたいと思つ
ておりました。

○榎原(幸)委員 そういたしますと、
B・C・Gにつきましては、一箇年経
ちますれば乾燥のワクチンが全部でき
るお見込でありますか。

○濱野政府委員 一箇年経ちますと、
約三千万人以上のワクチンが十分でき
ます。乾燥できないとしても検定で
きませんから、乾燥いたしまして間違
ひのないようにしていきたいと思ひま
す。

○榎原(幸)委員 ありがとうございます。
○有田委員 予防接種につきまして
は、榎原委員が言われたように、私ど
もまことに賛成でありまして、非常
に結構なことだと思つておりました。

○濱野政府委員 少くも議論はな
ります。が、やはりその人たちが都会その他に
出れば一番危ないのでございまして、
早くそういう人たちの方にお
いてやる事が非常に妥當だと存じま
すので、できるだけ努力したいと考へ
ます。

○有田委員 やはり特別な地域をこの
法案に設けて、厚生大臣が特に認めた
場合はこの限りにあらずというよりな
別項を設けて、そうして漸次及びほし
いく。予防局でこういうよりな法案を
お考へになりましたときに、はたして
ほんとうはできる自信はなかつたらう
と思ふ。神様でない限りは、全國的に
今ただちに八千万國民にこれを行うと
いうようなことは、なか／＼できない
のじやなからうか。理想はまことに結
構でありますけれども、やはりこれに
厚生大臣の認めたる場合はこの限りに
あらずという抜け道をつつておき
にならない、はなはだ困るのではな
いかと私は思ふ。たとえば一定の年限
を設けて漸次及びほしていくというなら

別であります。が、痲疹もやる、ジフテ
リアもやる、腸チフスもやる、パテチ
フスもやる、百日せきもやる、結核も
やる、こういうよりな一遍にやる。計
画はまことに結構であります。が、アメ
リカでもこういうよりな一遍にやつて
おるかどうか。アメリカの場合なら医
療設備が非常に完備しておりますが、
日本の場合にはなか／＼その完備して
おりませんが、また日本の医学は進ん
でおりますが、一般の人の医学を受け
いれる知識が十分でないんじゃないんじや
ないか。そういう面から考へまして、
やはり漸次行つていくというのが最も
妥當なやり方ではないか。どういふ
うに法律をつくつて、私どもやはり
法律をつくる一員として、それが實際
に実行される面において、実行されな
いというところがあつておつてそれを
認めるということは、われ／＼として
はできない。ですからこのうちいくつ
か、痲疹とか、ジフテリアとか、結核
とかいうよりな面について最初第一期
にやる。特に百日せきで人が死んだと
いうよりな場合はまれに見るものです
が、とにかくこのうちで漸次にそうい
うふう及びほしていくとしても、痲疹
だけでも私も小学校時代に痲疹をや
つた経験があるのであります。が、な
かなかたいへんなことでもありますし、こ
れを全部行つていこうのは、理想として
は非常に結構でありますけれども、漸
次行つていつたらどうか。これにつ
いて御答弁を願ひたい。

○濱野政府委員 この法律をつくりま
すときに、仰せのごとき議論も私も
の中に出ました。実際よりなか／＼困
難じゃないか、山の中ないしはそ
う心配のない所は除いてはどうかとい

八

う気持もありますが、一方検定を厳重にいたしまして、効力のない注射は絶対させなくて、した以上は必ず効力があることがつきりしております。その注射を注射してまいります。そんな関係で、若干仰せのごとき問題については不可能な点もありませんので、考えさせられておつたのであります。また昨年腸チフス、パラチフスの注射を実施いたしました、各縣の様子を見ても、ほとんど一〇〇%注射をいたしまして、非常なる成績をあげたのであります。縣の當事者に会いまして、その強制的でなく、あらゆる機関が動員されまして、氣持よく注射しまして、自分では九十八、九パーセントまでいつておる。その會議に出しましては、各縣が六〇%、七〇%というものがあつたが、自分だけは九十何パーセントいつておるといふわけで、疑問なく実施せられております。そういう実施いたしました縣がありますので、各縣とも実施してもらいますことが、一番國民のためになることと存じまして、かのごとく法律の最後を結んだ次第でございます。

○有田委員 私に素人でよくわからぬのであります。この腸チフスなんかも、場所によつて非常に蔓延する所と、あまり蔓延しない所とあるのではありません。またその他の病氣についても、非常に蔓延する所と、蔓延しない所とがあるが、その点を伺いたいと思つております。

○濱野政府委員 この腸チフスの大半の問題は、糞便の中にチフス菌があり、また尿の中に出てきますものが、一番の原因になるのでございます。このところをうまく始末をつけますれば、心配がないのであります。地方におきましても、糞便の始末が悪いとか、またそういう習慣によりまして、割合むぞうさにしておりますとか、こういうところから、この傳播が多いのであります。なお私たちがこのごろ特に考えさせられたのは、はえなどの駆除を徹底的にいたすことです。また水道の中にぶんとおのする、塩素が相当濃厚にはいつておるのがあるが、チフス菌が三十秒以内で死滅するのであります。そういうふうにならなれば、衛生的に整つてまいりました地方におきましては、少なくなつておりますが、若干そういうことが非衛生的な所におきましては、多いように存じます。また早くその保菌者をつかまえてしまふれば、始末がつくのであります。保菌者をつかまえないとき、若干傳播するのではないかと思つております。

○有田委員 この予防接種のことは、いすれ専門的に福田委員から御質問があると思つてありますが、かえつて注射するため悪くなるというふうなからだの人もあると思つております。これらについては、どういうふうな考えられておりますか。

○濱野政府委員 そのような症状のあります方には、医者の診断書をもらいます。それを保健所長が認めたとときには、これをしないことになつております。

○有田委員 やはりこの法律を出して、一遍に全部これをおやりになる、かような御方針でありますか。

○濱野政府委員 この法律を出して、即座にされますのが、痘そうとジフテリア、腸チフスが施行されることになつております。痘そうは御承知の通り、昔からみんな私たちが子供の時代からやつてまいりました。腸チフスはお手もとに資料がございますが、昨年六五%くらいまで施行されました。昨年は三回注射でありまして、昨年されました六五%の方は、今年一回でよい。あと残つた人が三回されればよいことになつております。それからジフテリアは、一昨年から実施してあります。たいへんいい成績をあげてありますので、この痘そうとジフテリア、腸チフス、腸チフスと申しますが、これは同じ箱の中にはいつております。この三つは一昨年から実施してありますので、できると思つてありますが、あとの結核は、今年政府におきまして、約一千万人にいたすことになつております。それから百日せきのワクチンは、いろいろ問題がありますので、ただいま普通のものにかえまして、一番いいものをつくるべく、ただいま製造中でございます。この製造によりまして実施していきたい、こう考えております。

○有田委員 この法律は、われわれ立法府として法律をつくるわけでありまして、少くとも法律ができたとき、これに對して單にアメリカの状態をそのまま日本にもつてくるというふうなわけではいけません。日本は獨特の立場があるのだから、特に敗戦後の日本の状態というものを、また過去における日本人の性質、また経済的な日本の立場というふうなものも十分考慮して、そうしてお出しになつた法律について、この点はこういふふうに変更すべきだといふようなことは、どういふ改めなければならぬ。出した以上は必ず通さなければならぬものだというお考えは、私は當らないものと思つております。特に予防接種の問題につきましては、また將來出されるころの花柳病予防法につきましても、ある程度の人権を侵すといふことは、私たちがはしかたがないと考へておるのであります。われわれは人権を十分尊重してやらないければならぬといふように考へるべきであります。その予防接種の問題におきまして、その予防接種の問題にたいへん重要なものにつきます。いや、やらぬよりやつたがましだといふ程度のもので、ぜひ何とかまた別の方法でやつていただきたい。いやしくも法律によつて人権を侵してまでやる、新憲法の精神を侵してまでやるという以上は、相当確信のある注射にしていただきたいのであつて、まだはつきり確信がもてないといふようなものについては御遠慮願ひたい、かように思つております。少くともここに出ている注射薬については、今、百日せきについてはまだ十分確信がないようなお話を聞きますが、もしも御確信がないようならば、第十三條は抹殺して、確信ができた來年度において、あるいは第三國會において一部改正法律案として上程するにしようとする。法律というものは一度できた永久にそれが変らないといふものではなくして、國會ごとによいことがあればどんどん入れて、改正していただければよいことでありまして、この際大きくさまざなにつくとか、あるいは現状が占領下だからつくとか、あることであつてはいけません。もしも占領軍がお引揚げになつたあとに

おきまして、私どもは責任をもつてよい法律をつくるわけなのであります。から、この際大して必要がないと思つても、この法律については、むしろこの法律案のうちからおとりになる方がしかるべきものであると思つると同時に、立法府の私どもとしては、とるべきが至当だろ、かように思つております。必要なものは次の第三國會、あるいは臨時國會において上程すればよいと思つておる。少くともここに出ている一から十二まで、このもの予防接種がほんとうに効果的であるといふ確信があるが、これはまだ確信がないといふことも、併せて承りたいと思つております。

○濱野政府委員 御指摘の点、まつたく同感であります。またこれ以外にいろいろそういう問題があります。長く使われておりました赤痢菌のワクチンのごときは、さらに確信をもちませぬ。また一番國民病として多いものであります。こういうものは全部オミツトいたしまして、すでに二、三年來実施いたしました効果のありましたものをここに並べただけでありまして、私の説明不十分でありましたが、百日せきは現在あるのです。その検定その他における調査が、現在はずつきりましましたものを公布その他いたしておられませんので、それからB.C.G.と同じように、製造工程において若干の準備が要りますので、そういう意味で万全を期して、一年延期したのであります。これを準備のでき次第、速やかに実施していきたい、こう考へておる次第であります。さういふ御承知を願ひたいと思つております。

○有田委員 一年延期したものでありますならば、来る第三国会、あるいは第四国会においてこの項を挿入すべきであつて、今ただちに行わないことであるならば、この法律の中に入れるべきでない、かように考へるのであります、政府の御趣旨を伺いたしたいと思います。

○演野政府委員 この法律で一年と言いますのは、製造工程に万全を期しまして申し上げましたので、極力努力いたしまして、でき次第速やかにいたしたい、こういう意味でございます、ぜひ私たちがいたしましては、一日も早くこれが実施されまして、廣く小さな子供その他が救われますことを念願して提出したようなわけであります。

○有田委員 修正すべきことは、他の政党とも相談をしまして、あるいは理事会において諮りまして、修正したいと思つて、これをもつて質問を致します。

○山崎(道)委員 私は素人でございすから、ごくざつとばらんに伺ひたいです。今まで種痘は、予防接種を受けていたわけではございまして、これは十二種類あるのでもございまして、今まで種痘はただであつたわけではございまして、ところがこれは費用の面で見ますと、やはり実費を徴収するといふふうな規定になつていようございまして、この実費はどの程度を予定しておいでになるか、その点が一つ。

それから今一つ伺ひたいこと、現在一千万人ばかりにB・C・Gをやつておいでになるというお話でございますが、これを約三千万人にやるのだというお話のように先ほど伺ひ

ましたが、それに対してB・C・Gをやるだけどのくらいの費用が必要になるかという点について、ひとつ伺ひたいと思ひます。

○演野政府委員 痘その方は無料でありまして、これは今度改正いたしまして、國家財政上薬代と消費材だけということになりまして、かりに腸、ペラ一回注射しますと、その材料費全部入れて平均二人一円四、六十錢くらいかかります。それからジフテリアでございまして、これが四、五円かかります。結核が二元二十錢だそうでございまして、これだけの御負担を願ひます。

○山崎(道)委員 困つていられる人はその限りにあらずといふことではございまして、これはどのくらいを限度にしておきめになるのでもございまして。

○演野政府委員 これは方面委員その他の人の意見によつてやります。困つていられる人はどん／＼だでいたしますが、國家財政上とれる者からはとつていきたい。

○山崎(道)委員 私は現在の國家財政上と言われればやむを得ないと思ひますけれども、おおよそ予防的としてやることは、絶対に間違ひだと思ひます。將來におきましてはこれは無料

で、全額國庫負担でなすべきだと私は存じております。それから現在治療から予防へといふことをスローガンにして、私たちがいたしまして、幼い子供が救われる百日後にせよとか、ジフテリアというふうなものまで強制接種になることは、全面的に賛成でございまして、殊に亡國病と言われておりました結核がB・C・Gの接種によつて、この参考資料を見ても非常に少なくなつてきたといふようなことは、科学の勝利だと思ひますので、これを全面的に施行することを私は心から喜んでいられるものでございまして、ただこの費用の点、それから手続その他準備の点において十分御勘案を願ひたい。万遺憾なきを期せられるように強く要望いたしまして、私の質問をこれで終ります。

○田中(松)委員 第二條の二項に十二ばかりありますが、この中には一つの接種のために三回もやらねばならぬことになる、一箇月に一回ずつといふようなことになりまして、そういうことになるのとあまりに煩雜で、毎月々々予防接種ばかりやつておられることになつておられるおそれがあると思ひますが、これはどういふ原因になりましようか。

○演野政府委員 十から六までが定期でございまして、あとの七から十二までは何か病気が出なければやらないのでもございまして、これはほとんどないのでもございまして、強しんチフスが非常にございまして、その地区だけをやりまはす。またコレラがはれば、はやつた地区だけを指定してやらせます。痘そは表をつくつて見ましたが、きわめて時間がかからずに済みます。それから

賜チフスあたりはもう三回なされますと、あとフスターと申しまして、またその効果に返つてまいります。そういうぐあいでは割合に少く済みます。

○田中(松)委員 それから七からあとの病気がはやつたときに、地域を定めやるといふ場合も、やはり費用をおとりになるつもりかどうか。それと、簡単にすから一緒に伺ひますが、接種による副作用と言いますが、たとえばB・C・Gの場合、大きな潰瘍ができていふのでいやがつておられるような向きがありますが、その点今はどうなつておるか。それからもう一つは、接種のとき何でもなかつた人が、注射を受けたためにひどい病氣にかつて亡くなる、これは余病が併発したかもしれぬ。ちようどそういうぐあいのときに、偶然注射を打つた結果であるかも知れませんが、世間的に言いますと、注射を打つたために死んだ、これはだんだんつきとめていくと、実は何百人という注射をしておられるうちに、注射の針を刺し込むが、上の方を刺し込んだときには薄いのがはいつて、一番しみにいになると濃厚な液になつておる。それがそういう原因になるのだといふことをうわさしております。これはただ単なるうわさでありまして、何かやはり根拠がありますようか。そういう点をひとつお聴かせ願ひたいと思ひます。

○演野政府委員 まず初めに費用ですが、臨時の場合には、みな防疫費用で縣と國が負担をしていくつもりであります。それからB・C・Gの潰瘍がございまして、これは仰せのごとく昔は潰瘍ができました。これは日本の学者が長興先生を中心にしてあらゆる研究

をいたしました。このごろは超短波を使ひまして、B・C・Gのいい液をつくるようにしてありますが、そういう関係で潰瘍が非常に減りまして、ちよつとできたときでも、赤チンを塗つておけばすく止まつてしまふ。日本のB・C・Gの研究は昭和十三年長興先生のもとにおいて実施されたのでございまして、当初は外國から帰つてまいりまして、B・C・Gのごときはもつてのほかだと言つて、その委員会にまで行つて反対をしたくらいですが、實に研究されて世界に冠たるものとなりました。このごろは飛行機でアメリ

カからしよつちゅう製造所の研究に参られ、また國際連合でもこれを取上げて四千万人分要することになつております。このようなことは日本の成績がその基準をなしておるやに聞いておりますので、私たち長く劣苦を拂われた先生には敬意を表しておりますが、一番最初が研究に行つた若き技官の一人でございまして、現在では非常に進歩しております。その成績はきわめて良好であります。そんな關係で潰瘍はほとんどありません。技術もよくなりまして、たし、製造もよくなりました。それから突然の死でございまして、これに対して非常に私は神経を使ひまして努力しております。昨年も通算するとこれこれ何百万人という人にチフスの注射をしたのでございまして、これにそういうふうな事例がございまして、それが方へ連絡をとりました、貴い死をむだにせず、何がゆゑになつたのだらうので、できれば解剖までしまして学会で委員会をつくつて調べておりますが、これは未だにわかりません。そ

ういふことの起りませんに極力努力しますが、特異体質の人がまゝありますので、非常に努力し、もちろんその究明に努力いたしております。予防衛生研究所で極力いたしております。

それから今の注射のときであります、ときとよちよつと間違えて、この間あたりガソリンをさしてしまつて手をつかりはらせましたので、これもすぐ私の方から行つております。地方新聞を見ておられますとよくそういうことがあります。そういう例があるとそれを全国の縣へ通知いたしました。そういう間違ひをするな、これは先生でなくて係員がついびんを間違えて、購写版のガソリンのびんがワタチンのびんと同じまゝですから、それを持つていつたのですが、先生もうつかりしてさしや、そうしたらさう痛いと云うので、そんなに痛いわけはないと言つて見たら購写版のガソリンであつた。こういうようなことはよく保健所で監督いたしまして、間違ひがあれば早速縣へ注意して、そういうことを起さぬように努力しております。何か起りましたら御注意いただきまして、完全をいたしたいと思つて。

○田中(松)委員 さきにいろいろ資料をいたしておりましたが、あるいはその中にあるかと思つて、特にB・C・Gをやつたために、どういふ率でこういうよい結果が現われているといふような、そういう資料をいたしておつたでしょうか。

○濱野政府委員 中にはいつておりますが、一番私たちが強調したいことは、戦後人口一万に対して二八・幾つまで死亡者がありましたけれども、昨年は人口二万に対して二八・一で、十

人は結婚死亡が減りました。これはうれしきことでございますが、そのうち特にうれしきのは、戦争中特にB・C・Gを全国的に盛んにやつておつた関係に思ふのでありますが、その数は相当数になります。結核にかかつて一番死ぬ年齢の若いところがずつと減つた点であります。これは北海道の札幌、栃木縣、金沢あたり非常にやつて

いる。二十から三十ぐらいの結核で一番死ぬ年齢の人が助かりまして、だんだんと外國式に若い人の死ぬ数が少くなつて老人において死ぬ。日本は青壯年期に死ぬのでありますが、その山がぐつと減つてまいりました。お手もとにその数字は差上げてあります。要はB・C・Gをいたしまして、大体発病は二分の一、死亡は八分の一になるのであります。そういうふうな減り方を現実にしたしております。

○福田(昌)委員 第二條の2に、「予防接種を行う疾病は、左に掲げるものとする。」とありますが、これはどういふことを基準にしてお考えになつておられますか。

○濱野政府委員 お答えいたします。この予防接種を行う疾病は、先ほど田委員からも申し述べられましたように、いろいろな予防接種その他がございますけれども、その中で学術的にほんとうに根拠のあるものだけを特に選びまして、実施することにしたしております。

○福田(昌)委員 インフルエンザとか、ウイルス病というふうなものに對しましては、私どもの知り得る範圍におきましては、予防効果というふうなものはないかと思つて、この規定な

ざる場合におきましては、どういふことをお考えになつておられますか。

○濱野政府委員 インフルエンザ、ウイルス病でございますが、これは流行が起りましたときに、そのときの状況をとりまして、インフルエンザはいたしません。ウイルス病はすでにきまつておりますが、その地方に臨時的に行つてもりて臨時種痘の方に加えておきました。

○福田(昌)委員 こういう流行に備えての予防接種の薬品というものは、十分に用意があるのでございませうか。

○濱野政府委員 ワイル病の方は大体ございませうが、インフルエンザもそのときの禁忌を中心にしたしまして、ただちにできるだけの設備は御承知の通り相応でございます。

○福田(昌)委員 予防接種の対象となる予防注射の種類、それに対する人員の總数の概要を御説明願ひます。

○金井説明員 痘毒の方が第一期種痘が二百七十万、第二期種痘が百九十二万、第三期種痘が百七十万、ツマデリヤの第一期に該当する者が二百六十万、第二期に該当する者が百九十万、第三期に該当する者が百七十万、陽バラの方ではいわゆる三回免疫をやります者が百九十四万、ブスタでやります者が六千四百万、そういう数字になつております。

○福田(昌)委員 これに従事するところの医師とか看護婦とかいふものに対する予定数はどうなつておられますか。

○濱野政府委員 予定数はちよつと今こちらに資料を持合せておられますが、大体私是一分間でも何人ということ

を基準にしていつたら一番いいのではないかと思つて、要するに一分間で

六人前後という数字で計算していきたいと思つております。

○福田(昌)委員 そういう予防接種をします場合に、おにも動員するのは保健所であると思つて、保健所の人員によつてそういうことができるのでありますか。

○濱野政府委員 保健所の職員だけでは足りないつもりでありまして、これは廣く開業のお医者様に御協力を願ふことにしております。

○福田(昌)委員 第十二條の2の項に「腸チフス又はパラチフスの予防接種を行うときは、あらかじめその予防接種に対する禁忌徴候の有無について健康診察を行わなければならない。」といふことがありますが、どの程度の健康診察をするのでありますか。

○濱野政府委員 これは御承知の通り、一應本人から病氣があるといふことを言つてもらうことを、事前によくお願いしておきます。同時に医者には、初めての人については問診以外に、一應診察もしてもらつてもりてあります。そして病氣があらますれば、その人に証明書を出していただいて、あと永久にできない人は永久に、またその年だけでいい人は若干延期してやつていく、こういう式でやつていきたいと思つております。

○福田(昌)委員 腸チフスやパラチフスの予防注射にあたりましては、これは禁忌症候としていろいろな疾病があげられるかと思つて、そういうものは患者が自覚しておる場合と、あるいは慢性になつていて、それほど重症と認めていない患者もあると思つて、患者の言葉をまつてそういう健康診察をするといふことは、これは片手

落ちであらうと思つて、ですからこの禁忌症候の有無を調べるための健康診断といふものを、まず前処置としてしなければならぬのではないかと思つて、そういうことに対するお考えを承りたいと思つて。

○濱野政府委員 まつたく同感でございます。私が入りましたのは、会場の入口でそういう病氣のある人は前もつて言つてくれといふことで、一應お願いしておきました。同時に先ほど申しましたように、問診もし、聴診もしやつていきたいと思つて。

○福田(昌)委員 私の質問は一應これで打ち切ります。

○山崎委員 本法案につきましては、質疑を打ち切りたいと存じますが、御異議ありませんか。

○山崎委員 御異議なければ、予防接種法案の質疑を打ち切ります。

○山崎委員 次に参議院提出優生保護法案を日程に追加しまして、議題に供したいと思つて、御異議ありませんか。

○山崎委員 御異議なければ、本法案を議題といたします。審議に先立ちまして、谷口参議院議員より提案理由の説明を聴取いたしたいと存じます。

優生保護法案(谷口彌三郎外三名発議)
右の議員提出案を予備審査のためここに送付する。
昭和二十三年六月十五日
参議院議長 松平 恒雄
衆議院議長 岡野 吉

優生保護法案

右成規により発議する。

昭和二十三年六月十二日

発議者

谷口彌三郎 竹中 七郎
中山 壽彦 藤森 眞治

参議院議長松平恒雄殿

優生保護法

第一章 総則

(この法律の目的)

第一條 この法律は、優生上の見地から不良な子孫の出生を防止するとともに、母性の生命健康を保護することを目的とする。

(定義)

第二條 この法律で優生手術とは、生殖腺を除去することなしに、生殖を不能にする手術で命令をもつて定めるものをいう。

2 この法律で人工妊娠中絶とは、胎児が、母体外において、生命を保護することのできない時期に、人工的に、胎児及びその附属物を母体外に排出することをいう。

第二章 優生手術

(任意の優生手術)

第三條 医師は、左の各号の一に該当する者に対して、本人の同意並びに配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様にある者を含む。以下同じ。)があるときはその同意を得て、任意に、優生手術を行うことができる。但し、未成年者、精神病者又は精神薄弱者については、この限りでない。

一 本人又は配偶者が遺傳性精神変質症、遺傳性病的性格、遺傳性身体疾患又は遺傳性畸形を有しているもの

二、本人又は配偶者の四親等以内の血族関係にある者が、遺傳性精神病、遺傳性精神薄弱、遺傳性精神変質症、遺傳性病的性格、遺傳性身体疾患又は遺傳性畸形を有し、且つ、子孫にこれが遺傳する虞れのあるもの

三 本人又は配偶者が、癩疾患に罹り、且つ子孫にこれが傳染する虞れのあるもの

四 妊娠又は分娩が、母体の生命に危険を及ぼす虞れのあるもの

五 現に数人の子を有し、且つ、分娩ごとに、母体の健康度を著しく低下する虞れのあるもの

2 前項の同意は、配偶者が知れないとき又はその意思を表示することができないときは本人の同意だけで足りる。

(強制優生手術の審査の申請)

第四條 医師は、診断の結果、別表に掲げる疾患に罹つて、これを確認した場合において、その者に對し、その疾患の遺傳を防止するため優生手術を行うことが公益上必要であると認めるときは、前條の同意を得なくとも、都道府県優生保護委員会に優生手術を行うことの適否に関する審査を申請することができる。

(優生手術の審査)

第五條 都道府県優生保護委員会(以下「委員会」といふ)は、前條の規定による申請を受けたときは、優生手術を受くべき者にその旨を通知するとともに、同條に規定する要件を具えているかどうかを審査の上、優生手術を行うことの適否を決定して、その結果を、申請者及び優生手術を受くべき者に通知する。

2 都道府県優生保護委員会は、優生手術を行うことが適当である旨の決定をしたときは、申請者及び関係者の意見をきいて、その手術を行うべき医師を指定し、申請者、優生手術を受くべき者及び当該医師に、これを通知する。

(再審査の申請)

第六條 前條第一項の規定によつて、優生手術を受くべき旨の決定を受けた者は、その決定に異議があるときは、同條同項の通知を受けた日から二週間以内、中央優生保護委員会に對して、その再審査を申請することができる。

2 前項の優生手術を受くべき旨の決定を受けた者の配偶者、親権者、後見人又は保佐人もまた、その再審査を申請することができる。

(優生手術の再審査)

第七條 中央優生保護委員会は、前條の規定による再審査の請求を受けたときは、その旨を、手術を行うべき医師に通知するとともに、審査の上、改めて、優生手術を行うことの適否を決定して、その結果を、再審査の申請者、優生手術を受くべき者、都道府県優生保護委員会及び手術を行うべき医師に通知する。

(審査に関する意見の申述)

第八條 第四條の規定による申請者、優生手術を受くべき者及びその配偶者、親権者、後見人又は保佐人は、書面又は口頭で、都道府県優生保護委員会又は中央優生保護委員会に對し、第五條第一項の

審査又は前條の再審査に関して、事実又は意見を述べることができ(訴の提起)

第九條 中央優生保護委員会の決定に對して不服のある者は、第七條の通知を受けた日から一箇月以内に訴を提起することができる。

(優生手術の実施)

第十條 優生手術を行うことが適当である旨の決定に異議がないとき又はその決定若しくはこれに関する判決が確定したときは、第五條第二項の医師が、優生手術を行う。

(費用の國庫負担)

第十一條 前條の規定によつて行つた優生手術に関する費用は、政令の定めるところによつて、國庫の負担とする。

第三章 母性保護

(任意の人工妊娠中絶)

第十二條 都道府県の区域を單位として設立せられた社団法人たる医師会の指定する医師(以下指定医師という。)は、第三條第一項第一号から第四号の一に該当する者に對して、本人及び配偶者の同意を得て、任意に、人工妊娠中絶を行うことができる。

2 前項の同意には、第三條第二項の規定を準用する。

(人工妊娠中絶の審査の申請)

第十三條 指定医師は、左の各号の一に該当する者に對して、人工妊娠中絶を行うことが母性保護上必要であると認めるときは、本人及び配偶者の同意を得て、地区優生保護委員会に對し、人工妊娠中絶

を行うことの適否に関する審査を、申請することができる。

一 別表中第一号又は第二号に掲げる疾患に罹つてゐるもの

二 分娩後一年以内の期間に更に妊娠し、且つ、分娩によつて母体の健康を著しく害する虞れのあるもの

三 現に数人の子を有している者が更に妊娠し、且つ、分娩によつて母体の健康を著しく害する虞れのあるもの

四 暴行若しくは脅迫によつて、又は抵抗若しくは拒絶することのできない間に姦淫されて、妊娠したものの

2 前項の申請には、同項第一号から第三号の場合にあつては他の医師の意見書を、同項第四号の場合にあつては民生委員の意見書を添えることを要する。

(人工妊娠中絶の審査)

第十四條 地区優生保護委員会は、前條第一項の規定による申請を受けたときは、命令の定める期間内に、同條第一項に規定する要件を具えているかどうか及び未成年者についてはその同意が他から強制されたものでないかどうかを審査の上、人工妊娠中絶を行うことの適否を決定して、その結果を、申請者に通知する。

(人工妊娠中絶の実施)
第十五條 指定医師は、前條の決定に従い、人工妊娠中絶を行うことができる。

第四章 優生保護委員会

(優生保護委員会)
第十六條 優生手術及び人工妊娠中絶に関する審査その他この法律で定める優生保護上必要な事項を処理するため、優生保護委員会を置く。

(種類と権限)
第十七條 優生保護委員会は、中央優生保護委員会、都道府縣優生保護委員会及び地区優生保護委員会とする。

2 中央優生保護委員会は、厚生大臣の監督に属し、主として優生手術に関する審査の再審査を行う外、この法律で定める優生保護上必要な事項を処理する。

3 都道府縣優生保護委員会は、都道府縣ごとにこれを置き、都道府縣知事の監督に属し、優生手術に関する審査の審査を行う。

4 地区優生保護委員会は、保健所の区域ごとにこれを置き、都道府縣知事の監督に属し、人工妊娠中絶に関する審査を行う。

(構成)
第十八條 中央優生保護委員会は委員三十人以内で、都道府縣優生保護委員会は委員十人以内で、地区優生保護委員会は委員五人以内で、これを組織する。

2 各優生保護委員会において、特に必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

3 委員及び臨時委員は、医師、民生委員、裁判官、検察官、関係行政の官吏又は吏員その他学識経験ある者の中から、中央優生保護委員会にあつては厚生大臣が、都道府縣優生保護委員会及び地区優生保護委員会にあつては都道府縣知事が、それぞれ、これを命ずる。

4 各優生保護委員会に、委員の互選による委員長一人を置く。

(委任事項)

第十九條 この法律で定めるものの外、委員の任期、委員長の職務その他優生保護委員会の運営に関して必要な事項は、命令でこれを定める。

第五章 優生結婚相談所

(優生結婚相談所)
第二十條 優生保護の見地から結婚の相談に應ずるとともに、遺傳その他優生保護上必要な知識の普及向上を図つて、不良な子孫の出生を防止するため、優生結婚相談所を設置する。

(配置)
第二十一條 優生結婚相談所は、都道府縣に少くとも一箇所以上、これを設置する。

2 優生結婚相談所は、保健所にこれを附置することができる。

(設置の認可)
第二十二條 國以外の者は、優生結婚相談所を設置しようとするときは、厚生大臣の認可を得なければならない。

2 前項の優生結婚相談所は、厚生大臣の定める基準によつて医師をおき、検査その他に必要な設備をそなえなければならない。

(名称の独占)

第二十三條 この法律による優生結婚相談所でないならば、その名称中に、優生結婚相談所たることを示す文字を用いてはならない。

(委任事項)

第二十四條 この法律で定めるものの外、優生結婚相談所に関して必要な事項は、命令でこれを定める。

第六章 届出、禁止その他

(届出)

第二十五條 医師又は指定医師は、第三條第一項、第十條又は第十五條の規定によつて優生手術又は人工妊娠中絶を行つた場合は、その日から三日以内に、その旨を、理由を記して、都道府縣知事に届け出なければならない。

(通知)
第二十六條 優生手術を受けた者は、婚姻しようとするときは、その相手方に対して、優生手術を受けた旨を通知しなければならない。

(秘密の保持)
第二十七條 優生保護委員会の委員及び臨時委員、優生手術若しくは人工妊娠中絶の審査若しくは施行の事務に従事した公務員又は優生結婚相談所の職員は、職務上知り得た人の秘密を、漏らしてはならない。その職を退いた後においても同様とする。

(禁止)
第二十八條 何人も、この法律の規定による場合の外、故なく、優生手術を行つてはならない。

第七章 罰則

(第二十二條違反)

第二十九條 第二十二條の規定に違反して、厚生大臣の認可を得ないで優生結婚相談所を開設したものは、これを五千円以下の罰金に処する。

(第二十三條違反)

第三十條 第二十三條の規定に違反して、優生結婚相談所たることを示す名称を用いた者は、これを千円以下の過料に処する。

(第二十五條違反)

第三十一條 第二十五條の規定に違反して、届出をせず又は虚偽の届出をした者は、これを一万円以下の罰金に処する。

(第二十七條違反)

第三十二條 第二十七條の規定に違反して、故なく、人の秘密を漏らした者は、これを六月以下の懲役又は二万円以下の罰金に処する。

(第二十八條違反)

第三十三條 第二十八條の規定に違反して、優生手術を行つた者は、これを一年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。そのために、人を死に至らしめたときは、三年以下の懲役に処する。

附則

(施行期日)

第三十四條 この法律は、公布の日から起算して六十日を経過した日から、これを施行する。

(関係法律の廃止)

第三十五條 國民優生法(昭和十五年法律第七号)は、これを廃止する。

(罰則規定の効力の存続)

第三十六條 この法律施行前になした違反行為に対する罰則の適用については、前條の法律は、この法律施行後も、なおその効力を有する。

(届出の特例)

第三十七條 第二十五條の規定は、昭和二十一年厚生省令第四十二号(死産の届出に関する規程)の規定による届出をした場合は、その範囲内で、これを適用しない。

- 別表
- 一 遺傳性精神病
精神分裂病
躁鬱病
眞性癲癇
 - 二 遺傳性精神薄弱
白痴
痴愚
魯鈍
 - 三 強度且つ悪質な遺傳性精神障害症
著しい性慾異常
兇惡な常習性犯罪者
 - 四 強度且つ悪質な遺傳性病的性格
分裂病質
循環病質
癲癇病質
 - 五 強度且つ悪質な遺傳性身体疾患
遺傳性進行性舞踏病
遺傳性骨髄性運動失調症
遺傳性小脳性運動失調症
筋萎縮性側索硬化症
脊髄性進行性筋萎縮症
神経性進行性筋萎縮症
進行性筋性筋萎縮症

筋緊張病

筋緊張性頭痛

遺傳性震顫症

家族性小児四肢麻痺

痙攣性脊髄痙攣

強直性筋萎縮症

先天性筋緊張消失症

先天性軟骨發育障礙

多発性軟骨性外骨腫

白兒

魚鱗癬

多発性軟性神経纖維腫

結節性硬化症

色素性乾皮症

先天性表皮水泡症

先天性ホルマリン尿症

先天性手足足趾角化症

遺傳性網膜色素萎縮

網膜色素変性

黄斑部変性

網膜膠腫

先天性白内障

全色盲

牛眼

黒内障性白痴

先天性眼珠震盪

青色鞏膜

先天性聾

遺傳性難聴

血友病

強度な遺傳性畸形

裂手、裂足

指趾部分的肥大症

顔面披裂

先天性無眼球症

嚔性脊髄披裂

先天性骨欠損症

先天性四肢欠損症

小頭症

その他厚生大臣の指定するもの

○谷口彌三郎君 提案の理由を簡単に申し上げます。実はこの案は衆議院、参議院議員十名の共同提案でありまして、前回までに福田委員から提案理由を説明しているのをご存じます。従つて院議によりまして、参議院が先議になつた結果、ここにさらに提案理由を申し上げるのでございますから、ごく簡単に申し上げます。

提案の理由といたしましては、私どもが特に考えましたことは、昭和十六年、すなわち戦争中において國民優生法なるものができましたが、その優生法なるものは、いわゆる遺傳性の疾患をもつておる悪質者の出生を減少するというのが目的であつたのでございますけれども、それは任意断種のために目的を達しておらぬのでございます。なお戦時中におきましては母性を犠牲にいたしました、健康などは問題にせず、母性に対しましては出生増加を第一の主眼点に置いたのでございまして、けれども、新憲法のもとにおきましては、人權尊重の意味から申しまして、母性の健康を保護するといふことがきわめて必要であると思ひまして、

それにはある程度の人工妊娠中絶なども拡張いたしまして、母性保護の方面に向けなければならぬと存じておるのであります。従つてかかる方面を適正にいたしますために、この法案三十七章のうちにおきまして、あるいは任意断種の方面とか、強制断種、または妊娠人工中絶などの項目がございまして、それに対しては三種の優生保護委員会を置きまして、それらそれぞれを審査するようにならしておるのでござ

います。なお各地に優生結婚相談所なるものを置きまして、そうして優生の見地からなるべく不良の子孫の出生を防止しますように、またある場合には受胎制限などにつきましても、その方面から知識を一般の國民に普及したいというように存じておるのでございませぬ。時間がありませんので、簡単に今度提案いたしております優生保護法案の大体を申し上げておきました。なお詳しいことはまた質疑の場合に答弁をいたしたいと思います。

○山崎委員長 残余の日程は次会に延期いたします。次会は明二十八日午前十一時より開会いたします。本日はこれにて散会いたします。午後零時三十五分散会